

# 菊陽町中小事業者事業支援金 申請要領

令和4年12月19日修正版

## 1 趣旨

原油価格や物価高騰の影響を受ける町内の中小事業者を支援することを目的として、常時使用している従業員の数が100人以下の中小事業者に対して、支援金を交付します。

## 2 交付額

支援金は、申請日時点において、常時使用している従業員の数が50人以下の中小事業者は、5万円とし、51人以上100人以下の中小事業者は、10万円とします。

※従業員は、正社員だけではなく、アルバイトやパート職員も含みます。

※従業員数は、法人としてすべての事業所で雇用している従業員の数を指します。

## 3 対象者

対象者は、申請日時点において、事業を継続して営んでいる中小事業者で、次の要件(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する方とします。

- (1) 町内に店舗を構えている法人又は個人事業主
- (2) 町内に住民登録がある個人事業主
- (3) 町内に法人登記がある法人

ただし、次の①、②、③に該当する事業者は、対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 菊陽町暴力団排除条例（平成23年菊陽町条例第16号）に規定する暴力団や暴力団員に該当する中小事業者
- ② 農業経営コスト高騰対策支援金事業の対象となる中小事業者
- ③ 菊陽町福祉3分野一時支援金事業の対象となる中小事業者

## 4 申請手続き等

- (1) 申請関係書類（申請書は、記載例もご確認下さい）

次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明をお願いすることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

### 【法人・個人事業主共通して提出が必要な書類】

- 交付申請書（別記様式第1号）
- 誓約書（別記様式第2号）
- 従業員数確認表（別記様式第3号）

※従業員を雇用していない事業者は、提出不要です。

- 店舗の外観及び、店内の写真
- 振込先の口座の通帳の写し（見開き1ページ目）

【法人の方のみ提出が必要な書類】

履歴事項全部証明書の写し

前年度決算書の写し又は確定申告書の写し

※決算書の写しは、表紙、貸借対照表、損益計算書の写しの提出で構いません。

※確定申告書の写しは、別表一又は第一表の写しで構いません。

【個人事業主の方のみ提出が必要な書類】

前年の確定申告書の写し ※第一表の写しの提出で構いません。

(2) 申請書類の取得方法

交付申請書は菊陽町ホームページから入手をお願いします。

ホームページから入手できない方は、役場商工振興課で配布致します。

(3) 申請受付期間

令和4年8月30日（火）～令和5年1月31日（火）

※申請期間を延長しています。

(4) 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により申請をお願いします。

〈宛先〉

〒869-1192

菊陽町久保田2800番地 菊陽町役場 商工振興課 宛

(5) その他

- ・申請に際して、誓約していただく事項がありますので、誓約書の宣誓事項をよくご確認の上、申請をお願いします。
- ・支援金の交付後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、支援金の全額を返金していただきます。
- ・申請内容に不正が発覚するなど、町長が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

## 5 問い合わせ先

菊陽町 経済部 商工振興課

電話番号 096-232-2165

受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）